

認定番号	01K-064-01
認定種別	快適職場

快適施策実施状況報告書

1) 作業所情報

会社名	大日本土木(株)東日本支社
作業所名	(仮称)つくば新ビル新築工事作業所
作業所所在地	茨城県つくば市島名地区 B-45 街区 1,2 画地
工期(自)～(至)	H29.6.1～H30.7.31
工事種類 ※下記表から ご選択下さい	建築(事務所)
工事概要 (120字以内)	鉄骨造 地上4階地下なし搭屋1階 敷地面積 3,193.99m ² 建築面積 757.98m ² 延床面積 2,129.50m ²

※工事種類分類

土木	橋梁・高架構造物工事、トンネル工事、ダム・えん堤工事、管渠工事、電線路工事、舗装工事、しゅんせつ・埋立工事、土工事、その他（具体的に記入）
建築	住宅、事務所、店舗、工場・発電所、倉庫・物流施設、教育・研究・文化施設、医療・福祉施設、宿泊施設、娯楽施設、その他（具体的に記入）

◎記入上の注意◎

- 「快適職場認定制度規程」、「第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件」、「第1回快適職場認定申請案内」を熟読のうえ、指定された資料を黒枠内にご記入ください。
※上記資料は http://www.nikkenren.com/sougou/ikusei_4.html からダウンロードできます。
- フォントの種類やレイアウト等、書式は自由です。ただし、フォントサイズは原則的に10.5ポイント以上にしてください。
- 画像データは、必要に応じて圧縮し、ファイルサイズを抑えてください(ただし、画像の内容が読み取れることをご確認ください)

2) 快適施策の実施状況を示す資料

【審査項目①】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

外気温等の影響を緩和するのに必要十分な冷暖房機器を作業現場に設置していること
※高温・多湿な作業現場では、暑さ(WBGT)指数を低減させるのに十分な機器類(扇風機、送風機、ドライミスト、遮光ネット、日よけテント等)を設置していること

①設置されている機器類の写真、

②冷暖房機器類の設置によって適正な温熱環境が維持されていることを示す説明文、
をご記載ください

- ・外気温等の影響緩和のために、
夏季に扇風機、送風機を時期に合わせてリース品を納入して使用(冬季のため写真なし)
- ・外気温等の影響緩和のために、休憩所にエアコンを設置した。



- ・外気温等の影響緩和のために、休憩所前に垂れ幕を張り遮光した。



【審査項目②】《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

作業現場に水分・塩分の摂取のための飲料等(熱中飴・タブレット、経口補水液等)を常備し、作業員が必要に応じて摂取できる状態にしてあること

① 料等の種類、②常備の状況、
を写真と文章等でご説明ください

・外気温等の影響を緩和するために、ウォータークーラー・製氷機を設置した。



・外気温等の影響を緩和するために、熱中飴・塩タブレット・経口保水液を常備し各作業員が摂取できるようにした。



【審査項目③】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

透湿性、通気性、冷却性、保温性の高い服装(ヘルメットも含む)を支給、または購入費補助の制度があること

- ① 装の写真、②その服装の冷却・保温機能(効果)、③制度の内容、
④支給または購入費補助の実績、
についてご記載ください

・外気温等による影響緩和のために、メットカバー(首すじ日よけ)を作業員に配布した。



【審査項目④】 《作業空間の確保》

整理整頓の実施、標識などの設置による作業空間・通路の確保、注意喚起機器類[WBGT 警報機器、切羽崩落予測装置、赤外線センサ音声案内機、等]の設置、等

① 策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

・通路確保のために、仮設 WC 前通路を単管手摺で明確に区画した。



■施策(二)

・整理整頓のために、敷地外周植栽部を整地し仮設資材・産廃置場にした。



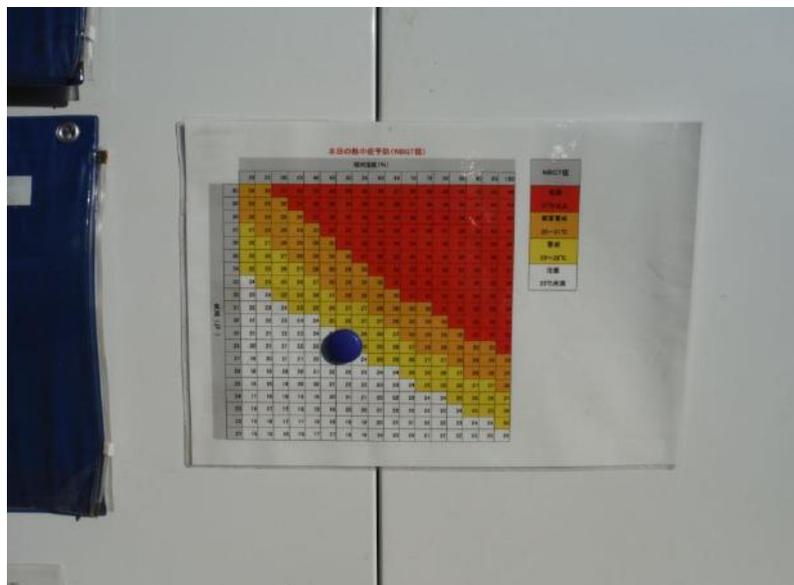
【審査項目④】《作業空間の確保》

整理整頓の実施、標識などの設置による作業空間・通路の確保、注意喚起機器類[WBGT 警報機器、切羽崩落予測装置、赤外線センサ音声案内機、等]の設置、等

① 策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(三)

・熱中症防止のために、
WBGT 値を朝礼看板に表示して気温による注意喚起を行った。



【審査項目⑤】《視環境、空気環境、音環境の管理》

照明設備の増設、換気・集塵装置の設置、鉄板敷や散水による粉じん防止、防音パネル等の設置、等

① 策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

・粉じん防止のために、仮設通路鉄板の散水を行っている。



■施策(二)

・空気環境改善のために、地下ピット作業時には送風機による換気を行っている。



【審査項目⑤】 《視環境、空気環境、音環境の管理》

照明設備の増設、換気・集塵装置の設置、鉄板敷や散水による粉じん防止、防音パネル等の設置、等

① 策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(三)

・視環境充実のために、懸垂灯による場内照度確保、ハルーン灯光器による照明増設を行っている。



【審査項目⑥】《身体負担・労力軽減》

労力軽減を目的とした生産性向上施策の導入（ICTの活用等）、作業姿勢改善のための作業台設置、重量物運搬作業の負担軽減策の実施〔助力装置導入、作業場の無段差化等〕、

① 施策の内容が分かる写真

② の具体的な機能・効果（省人化効果、工期短縮効果、など）についての説明文を最大3施策までご記載ください（1施策につき1ポイント〔最大3ポイントまで〕）

■ 施策（一）

・上下階移動の労力軽減のために、仮設工事用 ELV を設置している。



■ 施策（二）

・重量物移動の労力軽減のために、揚重作業にラフタークレーンを使用している。



【審査項目⑥】《身体負担・労力軽減》

労力軽減を目的とした生産性向上施策の導入（ICTの活用等）、作業姿勢改善のための作業台設置、重量物運搬作業の負担軽減策の実施〔助力装置導入、作業場の無段差化等〕、

① 施策の内容が分かる写真

③ の具体的な機能・効果（省人化効果、工期短縮効果、など）についての説明文を最大3施策までご記載ください（1施策につき1ポイント〔最大3ポイントまで〕）

■ 施策（三）

・資機材移動の労力軽減のために、水平移動の際ハンドパレット・平台車を使用している。



【審査項目⑦】《その他》

前述の審査項目①～⑥以外で、作業員の心身の負担軽減を目的として、作業空間や作業方法についての作業所特有の問題に対する改善策を実施していること

① 策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

・作業員の心身の負担軽減のために、休憩所へ芳香剤を設置している。



■施策(二)

・作業空間改善のために、場内安全通路を確保し安心して通行できるようにしている。



【審査項目⑦】《その他》

前述の審査項目①～⑥以外で、作業員の心身の負担軽減を目的として、作業空間や作業方法についての作業所特有の問題に対する改善策を実施していること

① 策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(三)

・作業空間改善のために、通行口付近にノーヘルゾーンを設置し安全通路を確保している。



【審査項目⑧】《トイレ》

水洗・洋式便座・男女別で、清潔に維持管理されていること。

仮設の場合は、国土交通省が定める「快適トイレ」の仕様(『第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件』参照)を全て満たすものとする。なお、現場に男女がいる場合は、男女別に設置すること。

① イレの写真(現場に男女がいる場合は、男女別のトイレの写真)、②説明文、
をご記載ください

※仮設の場合、別添資料として快適トイレの仕様を満たすことが分かる書類(パンフレット、国土交通省が発表した「快適トイレ事例集」など)も添付すること

・快適トイレのために、男女別の仮設WCを設置している。



【審査項目⑧】《トイレ》

水洗・洋式便座・男女別で、清潔に維持管理されていること。

仮設の場合は、国土交通省が定める「快適トイレ」の仕様(『第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件』参照)を全て満たすものとする。なお、現場に男女がいる場合は、男女別に設置すること。

① イレの写真(現場に男女がいる場合は、男女別のトイレの写真)、②説明文、
をご記載ください

※仮設の場合、別添資料として快適トイレの仕様を満たすことが分かる書類(パンフレット、国土交通省が発表した「快適トイレ事例集」など)も添付すること

・快適トイレのために、洋式トイレを採用している。



・快適トイレのために、衛生用品を配置している。



・快適トイレのために、洗面台に鏡を設置している。



【審査項目⑨】《健康・衛生保持のための施設、設備》
冷暖房設備付きの休憩室(休憩車も含む)を設置していること

① 設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください

・健康、衛生保持のために、休憩所に AC を設置している。

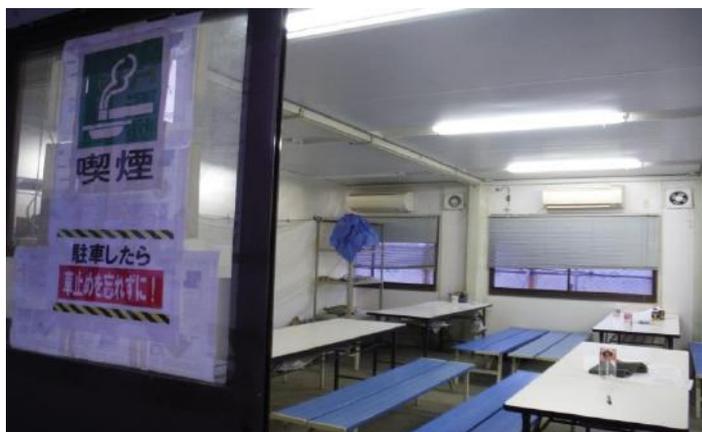


【審査項目⑩】《健康・衛生保持のための施設、設備》

喫煙室の設置など、分煙対策をしていること

① 設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください

・健康、衛生保持のために、休憩所の内部をシートで区画し分煙としている。



【審査項目⑪】 《健康・衛生保持のための施設、設備》

シャワー室等の洗身施設を設置していること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください

特になし

【審査項目⑫】 《健康・衛生保持のための施設、設備》

その他の「健康・衛生保持のための施設」を設置していること(運動施設、仮眠室、相談室等の設置)

① 設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

・健康、衛生保持のために、身体についた埃をエアで落とすシューズクリナーを設置している。



■施策(二)

・健康、衛生保持のために、休憩所内の整理整頓の為に安全帯置場を設置している。



【審査項目⑫】 ≪健康・衛生保持のための施設、設備≫

その他の「健康・衛生保持のための施設」を設置していること(運動施設、仮眠室、相談室等の設置)

① 設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(三)

・健康、衛生保持のために、鏡と流し台を設置している。



【審査項目⑬】《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

① 設・設備の内容が分かる写真、②説明文、

を最大6施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大6ポイントまで])

注)「家庭用家電製品の設置」は複数種類・複数台の設置でも加点は1ポイントのみとします

■施策(一)

・利便性向上のために、休憩所に冷蔵庫を設置している。



■施策(二)

・利便性向上のために、休憩所にアングル棚を設置している。



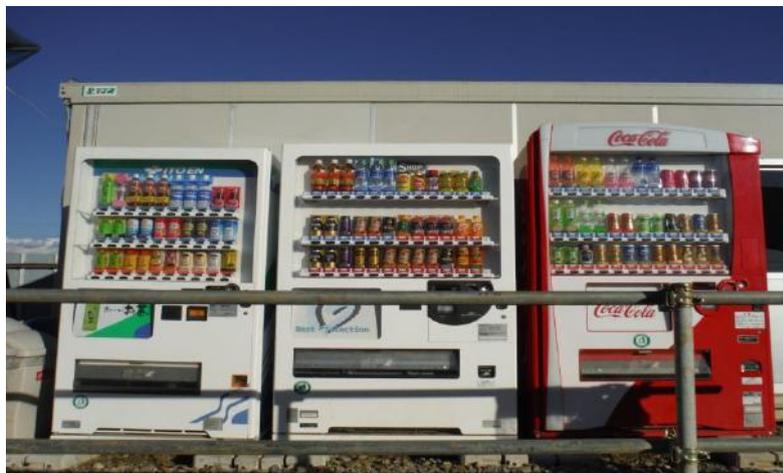
【審査項目⑬】 《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

※前頁の続き

■施策(三)

・利便性向上のために、場内に自動販売機を設置している。



■施策(四)

・利便性向上のために、更衣室を設置している。



【審査項目⑬】 ≪その他、利便性向上のための施設、設備≫

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

※前頁の続き

■施策(五)

- ・利便性向上のために、休憩所に電子レンジを設置している。



■施策(六)

- ・利便性向上のために、休憩所に電気ポット設置している。



【審査項目⑭】 《社会保険や建退共への加入推進》

現場において、社会保険加入に向けた、下請会社、現場入場者に対する周知徹底・指導等を実施していること(ポスターの制作および掲示等)

① 知に用いた資料(ポスター等)の写真、②周知徹底・指導等の方法、
について、ご記載ください

・社会保険加入促進のために、休憩所にポスターを掲示している。



【審査項目⑮】《社会保険や建退共への加入推進》

建退共制度適用標識シールを掲示するとともに、加入周知をしていること

- ①掲示している建退共制度適用標識シールの写真、②加入周知に用いた資料(ポスター等)
- ③加入周知の方法、
について、ご記載ください

・建退共加入促進のために、ポスター、標識シールを掲示し新規入場者教育等で説明・指導を実施している。



【審査項目⑯】 ≪長時間労働の是正≫

日建連会員企業が36協定を締結する従業員を対象とし、下記の「時間外労働の改善目標」に沿って時間外労働の削減に取り組むとともに、本自主規制に準じた取り組みを行うよう、下請企業に対しても要請していること

- ・年間の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・複数月の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・1か月の上限:100時間未満(休日労働を含む)

なお、管理監督者は対象外とされているが、従業員の健康管理の観点等から、管理監督者についても、本自主規制に準じた取り組みがなされることが望ましい

① 体的な数値目標、②目標達成のための取り組み方法、③目標に対する達成度、
についてご記載ください。

また、達成度が不十分な場合は、更なる改善方策についてもご記載ください

- ・具体的な数値目標としては、月36時間以内を目標としている。
- ・目標達成のための取り組みとしては、作業分担の調整・完全週休2日を実施している。
- ・目標に対する達成度としては、ほぼ達成できているので、今後も継続していきたい。

<p>【審査項目⑰】 《長時間労働の是正》</p> <p>4週6閉所以上の実施(この場合、4週6閉所は原則として各月の第2、第4土曜日を閉所することとする)</p> <p>※土日閉所が困難な場合は、振替閉所を可とする(振替閉所とは、土日の閉所が困難な場合、工期内に週休二日相当の閉所日を確保することである。降雨日等の現場作業不能日を含む。また、当面、祝日等を振替閉所として扱うことを可とする)</p> <p>審査対象期間における、月ごとの閉所実績をご記載ください</p> <p>・着工日が平成28年12月1日以前の場合 →平成28年12月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績</p> <p>・着工日が平成28年12月1日より後の場合 →着工日の翌月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績</p>			
期間	第2、4土曜日+日曜日の合計数	申請作業所における閉所実績	
		閉所日数	閉所日
【記入例】	6	6	5(日)、11(土)、12(日)、19(日)、25(土)、26(日)
平成29年 12月	6	10	12/2(土)3(日)9(土)10(日)16(土)17(日)23(土)24(日)30(土)31(日)
平成30年 1月	7	14	1/1(月)~8(月)13(土)14(日)20(土)21(日)27(土)28(日)
2月	6		
3月	6		
4月	7		
平成29年 6月	6	8	6/3(土)4(日)10(土)11(日)17(土)18(日)24(土)25(日)
7月	7	10	7/1(土)2(日)8(土)9(日)15(土)16(日)17(日)22(土)23(日)30(日)
8月	6	12	8/5(土)6(日)11(金)~16(木)19(土)20(日)26(土)27(日)
9月	6	10	9/2(土)3(日)9(土)10(日)16(土)17(日)18(日)23(土)24(日)30(土)
10月	7	10	10/1(日)7(土)8(日)9(日)14(土)15(日)21(土)22(日)28(土)29(日)

【審査項目⑩】 《長時間労働の是正》

その他の環境整備

(定時退社推進のための環境整備、有給休暇の取得促進のための環境整備、振休の確実な取得のための環境整備、フレックスタイム制などの柔軟な働き方がしやすい環境の整備等)

① 体的な数値目標、②目標達成のための取組み方法、③目標に対する達成度、
について、最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

- ・具体的な数値目標としては、月36時間以内を目標としている。
- ・目標達成のための取組みとしては、作業分担の調整・完全週休2日を実施している。
- ・目標に対する達成度としては、ほぼ達成できているので、今後も継続していきたい。

■施策(二)

■施策(三)

【審査項目⑱】《安全衛生教育の推進》

建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた安全衛生に関する知識習得への支援(研修会等の実施)

① 策の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください

・安全衛生に関する知識習得のために、安全大会、パトロール昼礼時に安全衛生講和を実施している。



【審査項目⑳】 《安全及び健康に関する意識啓発》

職長会による安全パトロールの実施、作業所内表彰の実施、健康相談会・AED 使用講習会等の開催、メンタルヘルス対策の実施、目安箱等の設置による意見吸い上げ、等

① 設の内容が分かる写真、②説明文、

を最大3 施策までご記載ください(1 施策につき1 ポイント[最大3 ポイントまで])

■施策(一)

・安全に対する意識啓発の一環として、毎月1 回職長会によるパトロールを実施している。



■施策(二)

・安全に対する意識啓発の一環として、毎週水曜日に職長による不安全行動チェックリストを提出させている。

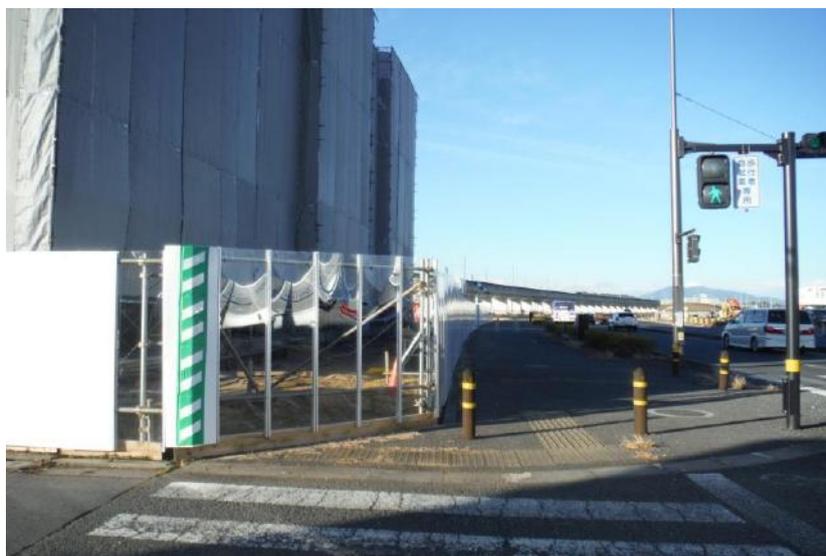
【審査項目①】 《建設業に対するイメージアップへの貢献》

仮囲いの工夫(照明設置、装飾、デザイン工事看板、緑化等)、懇親イベントの開催、見学会の開催、等

① 設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

・建設業のイメージアップのために、仮囲い交差点部分にクリアパネルを設置している。



■施策(二)

・建設業のイメージアップのために、事務所前にプランターを設置している。



以上

※事務局記入頁

項目	配点	得点
①	必須	○
②	1	1
③	1	0
④	最大3	3
⑤	最大3	3
⑥	最大3	3
⑦	最大3	1
⑧	必須	○
⑨	必須	○
⑩	必須	○

合計 X:

11

項目	配点	得点
⑪	1	0
⑫	最大3	3
⑬	最大6	4
⑭	必須	○
⑮	2	2
⑯	2	2
⑰	2	2
⑱	最大3	1
⑲	1	1
⑳	最大3	1
㉑	最大3	2

合計 Y:

18

総合計:

29

認定基準
32 ≦ 快適職場(プラチナ)
28 ≦ 快適職場

- ・③:具体的な記載がないため、加点なしとしております。
- ・⑦(一):「作業空間や作業方法についての取り組み」には該当しないと判断し、加点なしとしました。
- ・⑦(二):項目④(一)と同じ内容の施策として、1ポイントのみの加点としました。
- ・⑬(一)(五)(六):「家庭用電化製品の設置」は複数種類の設置でも加点は1ポイントのみとしました。
- ・⑳:施策の内容がわかる写真の添付がなかったため、加点不可としました。
- ・そのほか記載のなかった箇所については加点なしとしました。